

第2

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
2	1	すでに生態系に馴染んでバランスがとれている生物もいる中、一部の識者、官僚の判断で決めてしまっているのか。経済効果についても試算すべきであり、一部の人が有利になるような決定がなされるべきでない。	特定外来生物の選定の際の考慮事項については、第2の3に記述しているとおりで、この考え方に沿って適切に選定を進めていくこととしています。	1
	2	特定外来生物と認定するのに何を基準に、どのような調査をどのくらいの時間をかけて行うつもりなのか。	選定については、第2に記述した手順に沿って行うこととしています。	3
	3	特定外来生物を指定する時、バス等人間に不要な生物だけでなく、古来より居なかった鯉等全ての生物を対象にすべきである。	特定外来生物の指定は、生態系等への被害防止の観点から行うもので、人間にとって必要か不要かで行うものではありません。なお、本法の対象としては、明治元年以降に我が国に導入された生物としています。	1
	4	明治元年以降わが国の生態系はあまりにも激動しているため、どのような被害がでていたかを推測するのはまず不可能。よって、今後流入した際に生態系に多大な影響を及ぼす生物・人間に直接危害を加えるものの2点に絞っていただきたい。	第2の2「被害の判定の考え方」に沿って、被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を選定することとしています。	1
	5	地域により原生的自然を保護・回復しようとする場合があり(保護規制を最高度にすべき地域)、その場合は原則として外来生物全般を選定する必要がある場合があり、そのような場合についても言及しておくべきと考える。	保護規制がなされている地域については、当該規制の枠組みの中で別途検討することが必要です。	1
	6	地域によっては特定外来生物に選定される事により大きな経済打撃を受ける地域、業界が懸念される。反面、被害を受ける地域の存在も確かで外来魚類に対する対応は地域により様々である。国としての特定外来生物の指定ではなく、更に地域毎に細かく分類した特定外来生物の指定を強く希望する。	本法では、外来生物による被害を生じ、又は生じるおそれがある地域があれば、その外来生物を特定外来生物に指定して適切に対処することとしています。	2

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	7	選定の際の考慮事項において、随時選定して行く対応があることから種単位で選定するのではなく、生物個別に選定するよう検討していただきたい。	すでに野外に外来生物が生息しているものなどは、一頭ずつ個別に登録して規制や防除を行うことは困難です。	1
	8	繁殖不能措置を講じている個体については除外すべき。	繁殖せずとも、捕食等の影響を及ぼすことはあり得ますので、除外はできないものと考えます。	1
	9	種により繁殖できる地域が限定されている可能性もある。種の査定は確実に行ない、査定が確実でないままに属や科での生物分類群単位の指定を行うことがないようにしてほしい。	本法では、外来生物による被害を生じ、又は生じるおそれがある地域があれば、その外来生物を特定外来生物に指定して適切に対処することとしています。ただし、防除については、全国一律ではなく地域の状況に応じて行うこととなります。	1
	10	案文であると、亜種変種がある場合には亜種変種を指定しなければならないように読めるが、亜種、変種は科学的にも流動的であり、混乱するおそれがある。他の法令でも、種を単位とするのが通例であり、特に予防的な対応が必要が本法では、亜種、変種ごとの指定を原則とすべきではなく、「種(亜種又は変種のある種)にあっては、その亜種又は変種とする「ことができる。」とされたい。	国内に生息する亜種を守るために海外から導入される亜種について指定する必要はあり、最小単位として亜種・変種を定めておくことは必要です。	1
	11	影響については、特に大きいものから少ないものがあるが、その中で特に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある種だけを規制しても生態系の被害を防止できない。	本法では、外来生物による被害を生じ、又は生じるおそれがある地域があれば、その外来生物を特定外来生物に指定して適切に対処することとしています。	1
	12	種(亜種、変種レベルも含む)はいいとして、その上の分類群まで考慮にいれるのはいきすぎ。属、科などはあくまでも人間の決めた分類学上のものであり、研究の如何によっては改変することもある。	生態的特性が同じで被害を生じるおそれが同様にあるなら、必要な範囲で選定を行うこととなります。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	13	特定外来生物の選定に際しては、どの外来生物についてどのような判断をしたのか、結果的に特定外来生物とならなかったものも含めてその詳細を逐次公開し、選定の透明性を確保すべきである。	ご意見を踏まえ、選定の結果については、可能な限りその判断の理由を明らかにする旨第2の3に追加記述します。	1
	14	在来生態系になんの影響も与えない外来動物などない。さらに、生態系への影響が甚大か、軽微かなど、到底、人間に判定などできるものではない。生物によっては利用する立場で益になったり、害になったりする。	本法では、外来生物による被害を生じ、又は生じるおそれがある地域があれば、その外来生物を特定外来生物に指定して適切に対処することとしています。	1
	15	「被害の大きさ」は主観的なものになりがちで、関係者の立場によってその程度が大きく変わってくることから、各方面からの意見を公平に聞く必要がある。	第2の4において、「必要に応じ、利用する者等関係者の意見を聴取することを検討する」としており、選定の検討対象となった外来生物毎に個別に判断することになると考えます。	1
	16	「及ぼすおそれ」の基準が示されていない為、多くの定着している外来生物が特定外来生物に指定されない恐れがある。特定外来生物にも未判定外来生物にも含まれない外来生物は、例えば「要注意種」として指定しておくべきである。	「要注意種」の考え方については、第5の3の科学的知見の充実において外来生物に係る科学的知見を充実していく中で検討していきたいと考えています。	1
	17	遺伝的攪乱等の生態系への被害を考慮するなら、交雑個体についても規制の対象とする必要があると思う。	ご意見は参考にさせていただきます。	1
				20
2-1	1	「既に産業や社会で管理されている外来生物は選定の対象にしない」という記述を追加してほしい。	特定外来生物の選定に当たっては、原則として被害の防止を第一義に、経済的社会的影響等も考慮して選定すると考えています。	64

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	2	明治元年を基準にする理由が恣意的であり、かつ薄弱である。	昨年12月に出された中央環境審議会の答申で指摘されているとおり、外来種に関する情報の基礎となる現行のシステムによる分類に関する科学的な知見は、我が国では明治時代以降に整理されてきたこと、外来種問題が顕在化する根本原因として貿易や物流がそれまでに比べ飛躍的に増大するのは鎖国が終わった明治時代以降であることなどを踏まえて、明治元年以降としています。	46
	3	案では明治元年以前のものに対応できていないので、「ただし、生態系に影響が大きいものは、この限りでない。」を追加すべき。	〃	5
	4	明治時代に入って定着した外来生物を駆除すると、安定した生態系が破壊され予想もしない悪影響を及ぼす可能性がある。戦後の高度成長を経て様々な外来生物が簡単に手に入るようになったため、戦後に持ち込まれた生物を特定外来生物とするのが妥当。	〃	44
	5	明治と現在では環境や産業構造など、かけ離れ過ぎである。高度成長期の環境問題がクローズアップされた時期より前、1950年あたりが妥当。	〃	9
	6	「海外との物流が増加」したのは、高度経済成長期とするのが妥当であるため、明治元年以降ではなく1970年以降に変更願う。	〃	97
	7	明治以降であっても既に外来生物ではなく既に日本で生態系をつくっている生物もあり、ここは許可なく外来生物が拡散した時期と照らしあわせ、1980年以降へと修正されたい。	〃	5

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	8	明治時代と現代とは、自然環境を取り巻く状況も大きく変化している。特定外来生物として選定すべき生物は、10～20年前ぐらい前に入ってきた生物とすべきである。	〃	7
	9	選定の前提に時代を記述するのであれば「今後2004年以降」、「高度成長期1950年以降」、「戦後1945年以降」等、年代を明示すべき。	〃	1
	10	明治元年以前に輸入された種についても影響が大きい種もあると考えられるので、導入時期を選定対象の基準に入れるのは妥当な基準とは思えない。	〃	12
	11	もはや日本の風土に同化し、独自に発展、利用されている種もあり、個人的には1960年代以降に導入された生物を対象にして選定すべきと考える。	〃	4
	12	昭和元年以降、もしくはそれ以降に導入された生物を特定外来生物の選定の対象とするのが妥当。	〃	5
	13	概定着した生物と近年の移入種は区別したほうがよいと考えるので、影響のある外来生物は「概ね昭和以降」とするのが妥当。	〃	3
	14	現在日本で確認されている多くの外来生物は、世界大戦時の資源・食料等の不足に備えて意図的に持ち込まれたものである。あえて「明治元年以降」とすることにより、純粹に生態系を守るという意図からはずれてしまう。	〃	1
	15	朝鮮半島など日本の領土であった地域に明治元年以前から生息している生物は対象にならないと考えてよいのか。	現在の我が国の領土を対象とすることとしています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	16	他の法律は法目的が異なることから、将来的には重複指定も検討すべきであるため、「本法と同程度の…外来生物については、当分の間特定外来生物の選定の対象としない」とすべき。	他の法律で対象としなくなった時点で本法の対象にすることとなりますので、修正する必要はないと考えます。	2
	17	ウィルス等は我々人類にとって影響があると思われるので、妥協しないで対象とすべき。	個体としての識別が容易にできるかどうかで判断しますので、ウィルスについては当面对象としないこととしています。	4
	18	当分の間とはいつまでなのかはっきりさせてほしい。	個体としての識別が容易にできるまでの間として考えています。	1
	19	社会的対応の必要性の顕著化期以降導入された外来生物、及び、規制を伴う他法令等の制定によりその法令効力が発生した以降とするのが妥当ではないか。	社会的対応の必要性が顕著になるより以前に国内に導入されているものに対しても対応が必要な場合はあり得ると考えます。他法令については、法目的が異なりますので直接的に活用することはできないと考えます。	1
	20	この複雑化した社会において、自然環境を保護育成し日本国内において貴重な生物遺伝子を持つ生物は、その地区で生きており何らかの排除や規制を生態系に加える意思決定をした時点で地域経済、地区開発等にも影響を及ぼすため、あいまいな時代による区分ではなく地区毎のコンセンサスをとった考え方を導入すべきではないかと考える。	侵略的な外来生物については、まず輸入、飼養等における適切な管理をして野外出さないことが重要ですので、地区毎ではなく全国一律の規制としています。	2
	21	生物学的にみると「きのこ」は当然菌類の一員であり、当分の間同基本方針が対象としない生物となるはずだが、現場での対応の際、担当者によっては肉眼での同定が可能であると判断をすることを否定できない。このため、「きのこ」「粘菌」「地衣類」は微生物として取り扱うということを明記してほしい。あるいは、逆に当面規制対象とする生物群の方を明記し、「微生物及びその他の生物は対象としない。」と明記してほしい。	きのこを含む菌類については、当分の間対象としないという方針です。	2

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	22	形あるものより目に見えないもののほうが生態系、人の命・身体に影響を与え、かつ、被害を大きくすると考えられ、菌類、細菌類も対象とすべきであり、当分対象外とするなら当該項目は削除すべき。	個体としての識別が容易にできるかどうかで判断しますので、微生物については当面对象としないこととしています。	5
	23	水中のプランクトン相の変化が、水生生物に与える影響は無視すべきではない。「当分の間対象としない。」などとするべきではない。	〃	1
	24	ダニは微小で、実体顕微鏡等の特別な器具を使用しない限り種類の判別は困難だが、同じ昆虫類でクワガタムシやチョウは特別な器具がなくとも種類の判別が容易であるため、イの「生物分類群」の「分類群」を削除し、単に「生物」とすべき。	生物分類群は綱、科、属の単位で分けられる分類学上のカテゴリーです。種類の判別が容易なカテゴリーについては対象になり得ると考えます。	1
	25	「イ」全体を削除するか、「イ」に、「ただし、外来の菌類、細菌類、ウイルス等の微生物、およびこれらを媒介すると疑われる生物による重大な被害が生じると予想される場合は、これらの微生物とその媒介者となる生物も特定外来生物の選定の対象とする」を加えるべき。	個体としての識別が容易にできるかどうかで判断しますので、微生物については当面对象としないこととしています。	1
	26	「明治元年以降に我が国に導入」とあるが、不利益不遡及の原則に反しているのではないか。対象は、施行後に導入されたものとすべき。	特定外来生物の選定の対象とする種の前提条件が明治元年以降に導入されたものとしているのであって、罰則に係る放逐等の行為について、施行前に遡及するというものではありません。	2
	27	具体的法令を別紙に記述すべきであり、その法令に遵守することを明記すべき。	どのような法令で規制されているかは、特定外来生物の選定に際して個別に確認していくこととしており、現段階で記述できるものではありません。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	28	既に移植の禁止等の規制が設けられている外来生物に関しては選定の対象とするべきではない。	移植の禁止だけでなく、本法と同等程度の輸入、飼養その他の規制がなされているかどうかを、特定外来生物の選定に際して個別に確認していくこととしています。	2
	29	「など他法令上」で、農薬取締法による天敵類(生物農薬)に対する規制が読めると解釈すべきだと考えるが、如何か。	すでに本法と同等程度の輸入、飼養その他の規制がなされているかどうかは、特定外来生物の選定に際して個別に確認していくこととしています。	1
	30	他の法令等ですでに規制がなされている外来生物も、今回の対象にして、一つの本法令でまとめるべきと思う。	実質的に他法令で規制されている場合には本法の対象としないというのが主旨です。	1
	31	対象生物の認定には、外来種であるか否かという問題よりも、その生物が人体への危害があるかないかを重要にした選定をしてほしい。	本法は外来生物を対象としています。人体への危害は被害の一つとして捉えられます。	2
	32	「すでに自然に溶け込んでいる外来生物は選定の対象としない」を追加記述すべき	被害を及ぼすものかどうかの知見に基づき対象とすることを判定することとしています。	4
	33	外来魚を指定して駆逐するより、現状を是認し何が害なのか、外来生物への影響を地域的に検討し対策を打つべき。	侵略的な外来生物については、まず輸入、飼養等における適切な管理をして野外に出さないことが重要ですので、地域毎ではなく全国一律の規制としています。	1
	34	今なにより必要なコトは既に日本で定着している、又は活用されている生物は視野にいれず、これから日本へ移入や移植される可能性があり、何らかの悪影響を及ぼす恐れのある生物を主に特定外来生物として事前に防ぐことが第一である。	今後導入される可能性がある外来生物について予防的な観点を踏まえつつ対応することと、既に野外でまん延して被害を及ぼしている外来生物への対応は、両方必要です。なお、防除に関しては、生物の特性や被害の状況を踏まえて実施することが必要と考えます。	1
	35	他の法律で選定されていても将来外される可能性もあり、有名無実となっている法律もあるので、この法律で改めて選定する意味はある。	実質的に他法令で規制されている場合には本法の対象としないという主旨です。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	36	現在の内水面漁業の根幹は、遊漁者(釣り人)が支えており、漁業権魚種を「特定外来生物」に指定することは、漁業法に違反しているのは明白。特定の魚種を「特定外来生物」に指定してその釣りを不可能にすることは、日本の釣り文化を破壊することであり、現状の水産業を否定することであり、結果として、国に莫大な経済的損益を与える。	被害の防止を第一義に、経済的・社会的影響も考慮して選定することとしています。	2
	37	公的機関による全国の魚類総合生息調査は、まったく行われていない。このような状態のまま、特定の魚種を「特定外来生物」に指定して排除することはあまりにも非科学的だし、生物学的にナンセンスである。	特定外来生物の選定に際しては、既存の科学的知見を活用することとしています。	3
	38	外来種問題による生態系の被害というのは、環境問題と密接な関係にあると思う、環境の変化を考慮しないで特定外来生物の対象を決定するべきではない。	本法は外来生物による被害の防止を目的としています。外来生物により被害を生じ、又は生じるおそれがあるのであれば対応が必要です。	1
	39	現在導入されてしまっている種に対しては、どういう経路で、誰が、どのように導入したかも調査して、それがあいまいな物(例えば個人的理由など)だけに限って認定すべきではないか。	特定外来生物の選定に際しては、既存の科学的知見を活用することとしています。	1
	40	肉眼での識別可能なものだけを対象とするというが、実際には微視的な生物の対策を考えなければならないので、「微視的な」という言葉を加えるべき。	個体としての識別が容易にできるかどうかで判断しますので、ウイルスについては当面对象としないこととしています。	1
	41	「微生物は当面の間対象としない」とあるが、油流出事故の際のバイオレメディエーションのように、意図的に特定微生物を導入する場合については対応が可能であり、一律に適応除外すべきではない。	”	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	42	対象期間の限定は最も慎重に扱わなければならない部分であり、ともすれば既に定着し生態系に取り込まれている生物にまで防除の影響が及んでしまう可能性があるのではないか。慎重な議論と研究の元、限定すべき項目であることから、本基本方針の内容から期間を限定するような記述は削除し、検討課題として取り扱うべきではないか。	対象期間については、個別具体的に検討すべきと考えます。	1
	43	本法第1条は、「国民生活の安定向上に資すること」を目的としているが、基本方針案にはこれを反映する記述が見当たらない。したがって、「外来生物には様々な用途に利用され積極的役割を果たしてきたものもあることを踏まえ、規制することによる様々な利益・不利益を比較衡量した上で、特定外来生物とすることが国民生活の安定向上に資すると判断されるものを選定の対象とする」旨を記述すべきである。	本法第1条の目的では、「特定外来生物による被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資する」としており、被害の防止を第一義にしています。	1
	44	希少種の保護は急務ではありますが、地域・水域毎個別の環境を考え、明治以降に囚われず最適な形で環境保全計画の立案をお願いします。	今後の法の運用に当たり参考にさせていただきます。	1
	45	繁殖能力を備えてない生物の取扱を明示すべき。去勢された動物や放射線で繁殖能力を奪った昆虫などが現実に利用されている。海外から特定外来生物を輸入する際にも繁殖能力が無いことを証明できれば特別な輸入制限をかける必要はあると思えない。	繁殖せずとも、捕食等の影響を及ぼすことはあり得ますので、除外はできないものと考えます。	1
	46	当分の間対象としない微生物でなくても天敵昆虫には体長1ミリ以下の微小な寄生蜂も多く、その同定には特別な機器が絶対必要。したがって、昆虫を特別な機器を使用しなくとも種の同定が可能な生物分類群と規定してしまうのは間違い。	ご指摘の内容は、個々の特定外来生物の選定に際して検討すべきことと考えます。	2

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	47	植防法によって輸入“許可”となっているカブトムシ亜科・クワガタムシ科についても、本法の対象として視野に入れるべきであると考えられます。	本法は、農林水産業への被害だけでなく、生態系、人の生命・身体への被害も対象にしていますので、これらに被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には対象とします。	1
	48	微生物を当面の対象としないことが明示されておりますが、この方針を崩さないことを強く要望する。	ご意見として承ります。	1
	49	微生物の分類学の概念、技術的背景、国際移動に関する考え方が大型動物と明らかに異なり、将来も微生物が特定外来生物の対象生物とはなり得ないために、「当分の間」という記述は削除すべきであるとする。	微生物については、当分の間対象としないという方針です。	1
				358
2-2	1	生態系への影響(被害)をもたらす要因を、国内への外来生物導入のみに限定しているように見受けられる。環境変化による生態系への影響の認識とその対策への言及が必要。	本法は外来生物による被害の防止を目的としています。外来生物により被害を生じ、又は生じるおそれがあるのであれば対応が必要です。	10
	2	イの項目について 食害についての科学的な根拠を提示する必要があり、専門機関による調査を地域ごとに実施、本当に食害なのか、環境変化によるものなのか等、総合的に判断しなければならない。	第2の考え方に沿って選定することとしています。	2
(1)	1	外来生物が「生態系に係る被害を及ぼし」とあるが、外来生物を駆除した際の生態系の影響も判定する際に考慮すべき。	駆除した際の影響は防除計画の検討に際し、個々に考慮されるべきものと考えます。	6

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	2	アイウの中でアを選定の第一義としているのはなぜか。アに含まれる生態系の中に人間も含まれているからか。イの人の生命又は身体に重大な影響を及ぼす方が優先ではないのか。	本法の目的は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することであり、アイウは並列で、どれが第一義ということはありません。	4
	3	「在来生物」の生存に著しい影響を及ぼす外来生物は規制の対象になる、ということだが全ての「在来生物」が対象となるとすれば、現在生息する生物相をそのまま保護・認知することとなり、新規生物種の導入による何らの環境変化の試みを認めないという妙なこととなる。本法の基本理念は、「被害」の言い回しにあるのではなく、「人間(の活動、生存)に大きな悪影響を与える可能性のある「生態系の変化」をもたらす外来生物を規制する」にあると考える。	選定に際しては、すべての在来生物に影響を及ぼすものということではなく、「在来生物の種の存続や地域に固有の生態系に重大な被害を及ぼす場合」としています。	1
	4	在来生物への捕食が在来生物の減少などの主たる原因とは限らない。他の要因(環境開発など)と比べて主たる原因を突き止めなければ、本来の目的を達成できない。	本法は外来生物による被害の防止を目的としています。外来生物により被害を生じ、又は生じるおそれがあるのであれば対応が必要です。	9
	5	在来生物の捕食/駆逐とあるが、肉食の生物であれば捕食するのは当然のことで、捕食対象になる生物の生活環境(繁殖場所等)の改善を最優先に考えてもらいたい。	本法は外来生物による被害の防止を目的としています。外来生物により被害を生じ、又は生じるおそれがあるのであれば対応が必要です。	4
	6	本被害の判定として、交雑による遺伝的かく乱を問題にする以上、国内外来種の地域個体群を対象とした考え方、基本理念をどこかに盛り込んでいただきたい。現在、「ゲンジボタル」の地域個体群や「メダカ」の地域個体群における遺伝子かく乱問題は、すでに「科学的知見」として各方面で問題視されているところである。	外来生物法では、海外から我が国に導入される外来生物を対象にしており、本法に基づく基本方針において、国内由来の外来生物に係る対策について記述することはできません。ご意見については、今後の自然環境保全行政の参考にさせていただきます。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	7	生態系を狭い限られた地域・水域に特定せず、広く解釈した時に指摘出来る周辺環境の悪化による影響に関して本案において検証されておらず、国固有の生態系に及んでいる被害を外来生物があたかもその要因であるかのように誘導している。周辺地域・水域までをも含み生態系とした場合の環境調査結果等、根拠となる資料を示すべきである。	本法は外来生物による被害の防止を目的としています。外来生物により被害を生じ、又は生じるおそれがあるのであれば対応が必要です。	1
	8	アを次のように修正する。 「等により、在来生物の種の存続が困難となっており、又は絶滅リスクが高いと推定され、或いは我が国固有の生態系がもたらす恩恵を著しく損ない持続的利用を困難にする、又はそのおそれが高い外来生物を選定する。」	「種の存続...なおそれ」と「絶滅リスクが高い」とは同義と考えられます。また、生態系については、恩恵や持続的利用の観点のみで判断することは適切でないと考えます。	1
	9	生態系への影響はどんな生物でも少なからずあると思われ、どこを持って基準を引くのか明確に決めることは出来ない。誰にでも分かりやすいのは人に対する危険のある生物に限るなどの基準が良く、農林水産物への被害などを含めしまうと特定の団体等の利益目的と感じ受けにくいものになってしまうと思う。	本法の目的は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することであり、「(2)被害の考え方」に沿って、判断していくことになります。	2
	10	自然環境に棲息する在来種や農林水産物となる種は、外来生物の存在とは別の環境要因によっても影響を受けるため、最大の影響要因が外来生物の存在であることを学術的に調査・実証して被害判定に加えること。	本法は外来生物による被害の防止を目的としています。外来生物により被害を生じ、又は生じるおそれがあるのであれば対応が必要です。	4
	11	農林水産業は、方向性のみを言えば自然や生態系に対して負荷であるので特定外来生物と同じ位置にある。よって、この部分(ウ)は削除または、農林水産業以外の産業を追加すべきである。	外来生物による被害として、生態系に係る被害、人の生命・身体に係る被害、農林水産業に係る被害が主であると認識しています。その認識のもと、本法では生態系や人の生命・身体と並んで農林水産業を掲げ、これらに及ぶ被害を防止することを目的としています。	14

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	12	選定に当たっての明確な判断基準を設けるべき。また、選定と検討については第3セクターを交えて慎重に検討されるべき問題であり、選定理由についても公表されるべき。	選定については、「(2)被害の考え方」に沿って、判断していくこととなります。また、国が専門の学識経験者など広く意見を聴いて行うこととしています。なお、選定理由についてはできる限り明らかにするよう努める旨修文します。	5
	13	意見見聴取する学識経験者の選考方法が不明。関連する学会の選考方法についても不明。パブリックコメント手続きについても、提出された意見及び情報を考慮するのは誰か、学識経験者の見識を考慮出来る程の人選をどの様にして行うのかも不明である。	第2の4に沿い、主務大臣が具体的な選考方法等を定めることとしています。提出された意見は主務大臣において考慮されることとなります。	1
	14	「在来生物との競合による在来生物の駆逐」というのは、影響の度合いを判別するのに時間がかかり、認定が極めて難しいと思われる。どのような方法で判定を行うのか。	「(2)被害の考え方」に沿い、学識経験者の意見を聴いて主務大臣が個々に検討していくこととしています。	2
	15	捕食については、イメージから実際以上の影響があると誤解されている可能性が大きく、十分な調査分析が必要。むしろ近似種の交配による影響の方が目立たない部分で深刻であると考える。	”	1
	16	被害の受け取り方は人それぞれ利害関係があり、それを選定することによって膨大な損失を被る者もいる。特にイ以外はたいへん微妙であるし、犯罪者をいたずらに作り出すのは問題。例えばタンポポが山野草の領域を大幅に侵したとしても今となっては何の意味もない。	”	1
	17	「生態系に係る被害」について一定の基準を明示すべき。例えば、「単に生態系への影響があるというだけでなく、在来生物の種の存続又は我が国固有の生態系に関し、回復困難で重大な被害を及ぼし」とすべき。	第2の柱書きで「外来生物を一様に規制の対象にするのではなく…」としていることで単に生態系への影響があるというだけでないことはある程度示されていると考えます。後半の部分については、一般的に「回復困難」と「重大な」は同義と考えますので、他の意見も踏まえ、「重大な」と修文します。	3

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	18	「我が国固有の生態系」の定義を明確にすべき。原生自然なら明らかに「我が国固有の生態系」だが、里地里山や人工湖のような二次自然は違うように思われる。	新・生物多様性国家戦略の第3部第1章第1節の1で「地域固有の代表的、典型的な生物相や生態系を保全していく」としております。ご指摘の部分については国家戦略の記述に沿った修文をいたします。	2
	19	遺伝的攪乱について、いったん自然界で繁殖を始めて交雑がされるようになると、我が国の固有種の遺伝子に対し回復困難な被害を与えることは明らかであり、この点は言うまでもないが、当然選定の対象とされる必要がある。	遺伝的攪乱による被害についても対象となるものと考えています。	1
	20	外来生物が感染症ウイルスを保持し、それが在来生物に対し伝染するおそれのある場合も対象とされるべきである。	対象となりうると考えますが、すでに感染症に係る他の法令で本法と同等程度の規制がなされている場合には対象といたしません。	2
	21	「我が国固有の生態系」とは何を指すのかが不明確であるとともに、対象範囲が極めて限定されるおそれがあるため「我が国固有」を削除し、同様に「回復困難な被害」についても回復困難な被害に限定すれば適応範囲が極めて狭くなる恐れがあることから、「回復困難」を「重大」に置き換える。	保全すべき生態系は、我が国の地域に固有の生態系です。このため、基本方針の記述を「地域に固有の生態系」と修正します。また、「重大な被害」は一般的に「回復困難な被害」と同義と考えますが、農林水産被害と同じ表現を用いることが基本方針として妥当と考えられますので、ご意見を踏まえて「重大な被害」に修正します。	5
	22	「…の食害或いは寄生生物の存在等」(等の例を一つ掲げるため)	農林水産物への被害としては、主に食害等ですので原文どおりが適当と考えます。	1
	23	被害判定を科学的に証明した段階では、外来生物の個体数増加と分布拡大の時間を与えてしまい、対策としては手遅れになる例が多い。あくまでも予防原則に則り、特定外来生物を選定する必要があり、新たな項目として「エ 定着の確認と被害の判定を並行して実施できない場合については、国内外を問わず同種、あるいは近縁種の既知の情報からア～ウの影響を及ぼすおそれのある外来生物を選定する。」とすべき。	ご指摘を踏まえ、2-2(2)に「現に被害が確認されていない場合であっても既存の知見により被害を及ぼす可能性が高いことが推測される場合には、その知見を活用する」と修文します。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	24	交雑により生態系バランスがおびやかされることがあるのかが不明。守ろうとしていることが単に亜種レベルの純血性であるとすれば、「亜種」の定義と価値付けについて掘り下げた議論が必要。特に、もともと移動性の高い動物については安易な認定は許されない。	我が国固有の亜種に対して、海外から持ち込まれる別の亜種が交雑による影響を及ぼ固有の亜種の存続に重大な被害を及ぼすことが危惧されています。	1
	25	感染して健康を害することが知られていても、寄生されているだけだから特定外来生物の被害に含まないのに、税金を使ってまで駆除する意味があるのか。	人の生命・身体への被害について、感染症については、別の法律で対応していますので、本法で対象とする被害には含みません。	1
	26	遺伝子的な変異で生態系に影響を及ぼす新種が出来てしまったりするので、 の項目を削除してほしい。	交雑による遺伝的攪乱が懸念されています。	1
	27	「回復困難な被害」という選定基準を満たす外来生物はかなり限定される可能性が高い。本法の実効性を高めるために、特定外来生物の選定基準もその本来の定義(回復困難なという修飾語を付けない被害)に合わせたものにして頂きたい。	「重大な被害」は一般的に「回復困難な被害」と同義と考えますが、農林水産被害と同じ表現を用いることが基本方針として妥当と考えられますので、ご意見を踏まえて「重大な被害」に修正します。	1
	28	自然保護(在来種の保護)の観点から見て単純に駆除を行った事により生態系のバランスを崩してしまい、新たな環境破壊(在来種の危機)につながってしまう危険性があり、経済的観点から見ても特定外来生物に指定されてしまった生物が、その地域の経動において重要な役割をもっている場合においては、例外的措置が必要になると思う。	防除に際しては、モニタリングをしつつ計画的なかつ順応的に行うこととしています。特定外来生物の指定は、被害の防止を第一義に、経済的・社会的影響も考慮して行うこととしています。	1
	29	1)と(2)の内容に整合性がない。農林水産業をはじめ、人間活動を行うことはすでに生態系に影響を及ぼしているものであり、その遠因を外来生物にだけ押しつけるような法律はやめて欲しい。従って人間活動への被害という視点だけに絞り、(2)は全部削除すべき。	本法の目的は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することであり、そのうちのどれが第一義ということはありません。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	30	特定外来生物の選定においては、「その生物を防除することが、人々の生活に豊かさを与えると認められるもの」という条件が加えられるべきである。	選定は、被害を及ぼしたまたは及ぼすおそれがあるものを対象としています。	1
	31	日本に入り、だいたい10年以上が経過し、その地域の生態系になじんでいる(その地域の数が一定数で維持されている)生物に付いては、その地域に定着した生物をして本件の特定外来生物の選定より除くべきである。	明治元年以降であれば対象となります。	1
	32	外来生物の生態系やその実態、経済的効果と経済的被害等の客観的データや、各地に棲息域が広がった本当の理由等を第三者機関で調査検証し、正しい現状を踏まえうえで現実的な対処をしていただきたい。	第2の2、3、4の考え方に沿って対処することとなります。	1
	33	「我が国固有の生態系」が不明確なうえ、固有性の高い生態系は、島嶼生態系や原生的な自然生態系など限られた環境のみが想定されてしまい、対象となる生物種が限定されることを危惧する。また、「回復困難な被害」という表現によって、被害が深刻な場合のみとなり、早期対応すべきものが対象外となり、予防原則の観点からもそぐわない表現である。「我が国の在来生物の種や生態系の存続に関し、被害を及ぼし」と修正すべきである。	保全すべき生態系は、我が国の地域に固有の生態系です。このため、基本方針の記述を「地域に固有の生態系」と修正します。また、「重大な被害」は一般的に「回復困難な被害」と同義と考えますが、農林水産被害と同じ表現を用いることが基本方針として妥当と考えられますので、ご意見を踏まえて「重大な被害」に修正します。	2
	34	生息地などや餌に並んで、樹洞営巣性の動物などでは営巣場所をめぐる競合が顕著であるため、これを加えてはどうか。あるいは他にも重要な競合資源があるかもしれないので、「～餌動植物など」とすべきである。	ご意見を踏まえ、「餌動植物等」と修正します。	2
	35	補食活動は生態系の維持に直結するものであり、既に定着している種であるならば食物連鎖の一角を担っているという意味でも、生態系の保護を目標とするならば、補食による影響は考慮すべき事項ではない。の削除を求める。	捕食が進むことにより在来生物の種の存続に被害が生じるおそれがあります。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	36	感染症を媒介する外来生物は、人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として本法の対象に加えるべきであり、「……感染症に係る被害は含まない。但し、 <u>感染症およびその媒介者となる恐れのある外来生物は、対象とするものとする。</u> 」とすべき。	感染症による被害については、感染症法ですすでに対応しており、外来生物法で対応することは現実的ではないと考えています。	2
	37	競争による被害や遺伝的攪乱について明文化されたことで、逸出すると国内の近縁種に大きな影響を与える生物の、輸入や飼育に歯止めがかかることを期待する。	ご意見として承ります。	1
	38	「農林水産物に対する…重大な被害を及ぼし、またはその恐れがあるものを選定する」としているが、多少の被害がでて「重大」でなければ、特定外来生物に選定されないということは、被害状況の解釈次第でこの基本方針が実効性のないものになる可能性がある。「重大」の程度について明確にすることが必要。	相当の広がりや反復性などをもって被害が生じる状態として捉えられます。	1
	39	農林水産業に重大な被害を及ぼしという点について、第三者による科学的、多方面からの調査及び分析をもとに判断を行う必要がある。	第2の2、3、4の考え方に沿って判断することとなります。	1
	40	大前提として一般的社会生活の保護を重要とすべきであり、外来生物による人への危害を基本理念とし、その上で生態系の保護を考えるべき。従って「被害の判定」はアカツイのものとし、特例的にウを含めるべきと考える。	本法の目的は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することであり、そのうちのどれが第一義ということはありません。	2
	41	ペットとして流通する有毒な危険生物を指定するのであれば、タコ類、一部の貝類などの攻撃性のある致死的な毒を持つ生物を優先的に指定すべきである。	第2の2の考え方に沿って判断することとなります。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	42	一方的な部分の営利状況により判断されるのではなく、もっと広い視野に基づき、経済効果などへの影響力も考えてみるべきではないか。	本法は外来生物による被害の防止を目的としています。一義的に、被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるのであれば対応が必要です。	1
	43	被害の判定についても、環境の変化に合わせて適正な生物が変化することを見逃し、既存の生物の生息に影響を与えることを「被害」と定義付け、判定基準の筆頭に据える案に反対する。	〃	1
	44	人類と自然の共生を前提条件とする以上、人の生命・身体に被害を及ぼす生物は、駆除の対象とすることには賛成します。しかしながら、判断の基準は生物が、(政治的国境線による)外来であるからという理由である必然性はまったくないと考えます。	本法では、海外からその本来の分布域を越えて我が国に導入される生物を対象として扱っております。	1
	45	植生の破壊、変質等を介した生態系基盤の損壊というのがあるが、開発との関連をきっちり調べる事が重要ではないか。	本法は外来生物による被害の防止を目的としています。一義的に、被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるのであれば対応が必要です。	1
	46	我が国の農林水産物に食性がある生物を認定するのではなく、「重大な被害」を及ぼすものに限定されている事に賛成する。	ご意見として承ります。	1
	47	重大な被害がなければ規制できないのでは、法の実効性が損なわれる。また、費用対効果から考えて、被害発生時に早期に対処することが最も有効であるため、「農林水産業に重大な被害を及ぼし」の「重大な」を削除すべきである。	単に食害があるというだけではなく、防除が必要なほどの相応の被害があるかどうかを判定の際に検討すべきことと考えます。なお、重大な被害を及ぼすおそれがあれば早期に対処することは可能と考えます。	1
	48	人の生命や身体に関する被害という視点から考えると外来生物に限らず在来種も含め防除の対象になり得るのではとないか。	本法では、海外からその本来の分布域を越えて我が国に導入される生物を対象として扱っておりますので、ご指摘の内容は、本法で対応するものとはなっておりません。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数	
	49	影響判断については、地域の事情・状況が大きな判断材料となると考える。	本法では、外来生物が被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるのであれば特定外来生物に指定し、全国一律の飼養等の規制を行うとともに、防除に関しては、地域の状況等に応じて適切な目標を定めつつ計画的に実施することとしています。	2	
	50	養殖場で養殖されたり、試験場等で新たに作り出される種も特定外来生物に指定されることが望ましい。	本法では、生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある生物について、原則として種(亜種又は変種がある場合は、その亜種又は変種とする。)の単位で特定外来生物に指定することとしています。	1	
	51	在来生物への脅威として、外来生物が持ち込む寄生生物(ウイルスを含む)による脅威が確認されているため、外来生物による生態系への被害の例として、「寄生生物の持込みによる在来生物の圧迫」を追加するべき。	ここでは外来生物による主な被害の内容について記述しており、寄生生物の持込みによる在来生物の圧迫については、「等」に含まれるものと考えます。また、ウイルスのような種類の判別が困難な生物は特定外来生物の選定の対象とはしません。	1	
				117	
	(2)	1	外来生物の生態をもって被害という一方的な知見が存在する。判定以前に科学的知見が正に科学的かを精査する必要がある。	第2の2(2)に沿って行うこととなります。	3
		2	国外での被害及び被害の可能性を根拠にした場合、多少の差異は有るにしろ、何らかの形で一部の生態系的弱者に対する被害は必ず存在すると考えられ、それをどのレベルまで判定根拠にするのかは非常に曖昧となり、結果として一個人や一地域の利己的な道具として、この法規が悪用される可能性が高くなると考えられる。	国外の知見については、日本の気候等の状況に照らし合わせて活用することとしています。	4
		3	都合のよい解釈で処理がなされそうで、結局、担当官の都合で決められるのかと残念に思う。もっとよく調査をしていただき、しかるべき措置を期待する。	第2の2、3、4の考え方に沿って判断することとなります。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	4	生態系に係る被害について、捕食等されている状況があれば被害というのか、捕食等により絶滅が危惧されるという情報があれば被害というのか、認定の具体的な基準を示してほしい。	被害判定の考え方は、第2の2に記述したとおりです。選定に当たり個々の生物毎に判断するものと考えます。	1
	5	「国内で被害を生じるおそれがあると認められる場合」ではあまりにも判断基準が曖昧すぎる。せめて「おそれ」は「可能性」とすべき。	ご指摘を踏まえ、第2の2(2)アに「現に被害が確認されていない場合であっても既存の知見により被害を及ぼす可能性が高いことが推測される場合には、その知見を活用する」と修文します。	1
	6	生き物は生息する「環境」によって生きるか死ぬか種が残せるかの大きなウエイトを占めるので、判定の要素に「在来種の生息環境」の項目を要素として入れていただきたい。	外来生物による被害の判定の考え方を記載しているものです。	1
	7	国内の知見に限らず、広く国外の科学的知見も含め、慎重に判断を行うべきであるつまり、イの条項にあるように、国内での指摘がない場合だけでなく、国内の知見が存在する場合も含め、広く国外の知見を活用すべきである。	今後の法の運用に当たり参考にさせていただきます。	1
	8	国外で被害の知見がない場合でも、国内に導入された場合の「被害の恐れ」を十分に検討すべきである。	”	1
	9	すでに多くの国民に親しまれている外来生物もひとくりに有害なものとするのがないよう、検討願う。	第2の考え方に沿って適切に選定作業を行うこととしています。	1
	10	文面では国内に科学的知見のあるものについては国外の知見がまったく活用できないようにも読める。必要に応じて国内の知見だけでは不十分な場合、国外の知見も準用できるように、1行目の「いずれか」を削除するか、「いずれか、または両方」と改めるべきである。	ご意見を踏まえ、「いずれか」を削除します。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	11	科学的知見が十分でないことを理由に侵略的でないと判断することはできないため、予防原則を重視する意味で、「次の(いずれか、または両方)知見を活用し、予防原則に基づいて特定外来生物の選定を進める。」とすべきである。	ご意見を踏まえ、(2)アに「おそれ」の考え方を追加します。	1
	12	「国内の科学的知見を活用する」に次の項目を追記することを求める。その生物にまつわる全ての産業従事者・団体・NPO法人、利用者、原産国の見解、導入当時の関係省庁、パブリックコメント	ご意見の趣旨は、4の「意見の聴取」に盛り込まれていると考えます。	1
	13	「国内の科学的知見」について、何を対象として知見と見なすのかわからない。	論文や各種報告書などを指します。	1
	14	国内外を問わず、手に入る知見を総動員する必要がある。国内の乏しい知見で「影響なし」と判断して、国外の被害事例を軽視するようなことにならないよう、「ただし」以下の文は削除するのが適当。	日本に定着する可能性があるかどうかは検討する必要があると考えています。	1
	15	予防原則を尊重して判断するべきであり、将来を考えれば費用対効果を優先すべきであるため、イを「...又は被害を及ぼすおそれがある」という科学的知見を十分に活用し、予防原則に基づいて判断するものとする。ただし、...」と修正すべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、「おそれ」に関する知見の内容を明確にするため、現に被害が確認されていない場合であっても既存の知見により被害を及ぼす可能性が高いことが推測される場合には、その知見を活用する旨追加記述します。	2
	16	国内の科学的知見を活用とあるが、それが何で何時のデータを公表すべき。	意見の聴取に際しては、透明性の確保の観点から適切な情報公開に努める旨、第2の4に追加記述します。	1
				22
2-3	1	社会的に積極的な役割を果たしている外来生物について特定外来生物の指定に伴う社会的・経済的影響に考慮する、という記述に賛成であり、文化や余暇という生活の中にすでに溶け込んでいる外来生物については、指定する場合に十分に配慮すべき。	特定外来生物の選定に当たり、代替物の入手可能性など特定外来生物の指定に伴う社会的・経済的影響を個別に考慮し、随時選定していくこととしています。	106

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	2	「社会的、経済的に役に立っている、また文化や余暇という生活の中にすでに溶け込んでいる外来生物については、指定する場合に十分に配慮する。」という記述の追加を要望する。	ご指摘の趣旨は、原文に含まれているものと考えます。	3
	3	外来生物であっても、社会的・経済的に役立っているものは選定にあたって十分考慮されるという点は賛成できる。	ご意見として承ります。	4
	4	経済的に利益のある外来生物は、調査、実験をもっと重ね有効に活用すべき。	利用を進めることを本法で対応するのではなく、被害対応が目的です。利用状況等については選定に際し考慮することとしています。	3
	5	有用に扱える外来生物に関しては、その管理・維持を徹底して利用する方法を考えるほうが建設的・発展的で良い。有効利用のモデルケースになりうる外来生物もあると思うので、特定外来生物の選定に関しては慎重に行なって欲しい。行政の決定により経済活動を行っていくことが困難になってしまう企業・個人が現実としてあることを認識してほしい。	〃	1
	6	「特定外来生物の指定に伴う社会的・経済的影響」に文化的影響を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、原文に含まれているものと考えます。	1
	7	社会的、経済的影響を考慮するならば都道府県、市町村単位で関係者と協議の上選定するべきである。	本法に基づく特定外来生物は、輸入から飼養等、防除まで一貫して国の事務として行います。様々な事情も考慮しますが、選定は国が行うこととしています。	1
	8	背景における業界の表現を訂正しない限りは『社会的・経済的影響』＝『農林水産業の社会的・経済的影響』と解釈されそうでありその他の業界における社会的・経済的影響は考慮されない可能性がある。	外来生物による被害として、生態系に係る被害、人の生命・身体に係る被害、農林水産業に係る被害が主であると認識しています。その認識のもと、本法では生態系や人の生命・身体と並んで農林水産業を掲げ、これらに及ぶ被害を防止することを目的としています。	3

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	9	不利益ばかりを追求するのではなく、利益がどのくらいあるのかと言う事も、十分に配慮すべき。	利用を進めることを本法で対応するのではなく、被害対応が目的です。利用状況等については選定に際し考慮することとしています。	3
	10	「 - - -、社会的に積極的な役割を果たしている外来生物に係る代替物の入手と利用の可能性とその生態系等への影響など、」とする。	ご指摘の趣旨は、原文に含まれているものと考えます。	2
	11	代替物の入手可能性とは、その土地土地の在来種の中から選定されるのだろうか。	選定される外来生物毎に検討すべき課題と考えます。	2
	12	追加項目として「すでに国民に文化面、社会面、教育面、余暇面など生活面から広く利用され認知されている生物を選定から外す」という内容を採り入れてほしい。	特定外来生物による被害の防止を第一義に、経済的・社会的影響も考慮して選定することとしています。	1
	13	身近な自然における子供の遊びに使われたり、食用とされているような外来生物については、特定外来生物に指定すると扱いが困難となり得られる利益はあまりない。既に広く分布している外来生物は指定しない判断も必要ではないか。	本法は外来生物による被害の防止を目的としています。外来生物により被害を生じ、又は生じるおそれがあるのであれば対応が必要です。	1
	14	既に広く分布している外来生物には様々な形態で利用されているものもあり、数十年以上経過しているものもある。このような外来生物については、民法の時効の考え方を援用して事実状態を尊重することも選定の際の考慮事項とすべきではないか。	”	1
	15	指定に際し、利害が絡み難しい判断を必要とする外来生物について、短期間に事を進めると、関係者の理解が得られず混乱が起きることも予想されるため、2005年春からの指定にこだわらず、一定の議論の期間を確保して選定を行うべきではないか。	様々な事項を考慮し、随時選定していくこととしています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	16	現在の科学的知見では被害発生のおそれの存否が判断できない場合でも、被害発生のおそれが払拭できない場合には、予防原則的に判断されるべきであり、「疑わしき場合」は規制対象とすべきである。	第2(2)アに「おそれ」の考え方を追加記述します。	1
	17	「適正な執行体制の確保」は、法の趣旨からして、執行体制が確保できないことが「選定」されない理由(言い訳)になってはならない。「可及的速やかに執行体制の確保を図る」ことを明確化すべきである。	法の運用に当たり参考にさせていただきます。	1
	18	指定に伴う社会的・経済的影響が発生する場合でも、指定されるべきは指定されなければならない、社会的・経済的影響については別途対策を検討することにすべきである。	〃	5
	19	「随時選定」はやむを得ないが、法の目的を達成するためには選定・規制・防除の速度も必要である。現に被害が発生している場合は速やかな指定がなされないと、確実に被害は拡大していく。したがって、早期に選定すべき旨を担保する文言を付加すべきである。	〃	1
	20	どのように考慮し判断されたのかを明らかにできるよう、指定の際には必ず公表するようにしてほしい。	ご意見を踏まえ、選定の結果については、可能な限りその判断の理由を明らかにする旨修文します。	2
	21	「また、社会的・経済的影響への考慮がなされた種については、その経過およびその理由を明記することとする。」を文末に追加	〃	4
	22	経済的影響は、農林水産業の被害がある一方で指定に伴う経済的な縮小を想定しているが、「生物多様性が持つ経済的価値」を加えていただきたい。前二者は、直接事業に携わる者への影響だが、後者は国民共有の財産であり、より大きな経済的影響が考えられる。一部の利用者が利益を受けることがないよう、配慮を望む。	「生物多様性が持つ経済的価値への被害」は、「生態系への被害」に内包されているものと考えます。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	23	随時選定していくことについても基本方針(案)の4 特定外来生物の選定に係る意見の聴取を実施されることがとされたい。	選定に当たっては、常に第2の4の意見の聴取を行うこととしています。	1
	24	「原則として生態系等に係る被害の防止を第一義に」については、予防原則からここでは「防止」ではなく「予防」とすべき。	当該記述は、法律の目的から引用していますので「防止」という文言を使っています。	1
	25	外来生物が社会に対し積極的な役割を果たしている場合、その影響が他に及ばないような方策を取ることを条件に当該外来生物の継続的利用を認めるよう訂正を要望する。	ご指摘の点は、本法に基づく飼養等の許可を得ることにより可能であると考えます。	1
	26	本案施行前に、少なくとも釣りの対象魚が特定外来生物に指定された場合の社会的・経済的影響のデータを公表して頂きたい。	ご意見を踏まえ、選定の結果については、可能な限りその判断の理由を明らかにする旨修文します。	1
	27	このパラグラフは全体的に意味が通じないので書き直した方がよい。実際には上の1文から、被害が起きる前に、被害が予想されるからどうかしてしまえ的な文意となって読める。各地域における外来生物の現状によって対処が決められるべきものであり、一義的にものを言ってはならない。	被害のおそれがある場合にも対処する必要があります。	1
	28	特定外来生物の指定候補種として「要注意種」として暫定的なリストを提示し、国民に特定外来生物・未判定外来生物と合わせて国民に公表することを基本方針のなかに記述すべきである。	「要注意種」の考え方については、第5の3の科学的知見の充実に於いて、外来生物に係る科学的知見を充実していく中で検討していきたいと考えています。	1
	29	「特定外来生物に指定されなかった場合の社会的・経済的影響」も十分に考慮すべき。社会的・経済的影響に配慮した種については、その旨を公表し、社会・経済状況の変動に伴い、絶えず選定の見直しにかかる措置が必要と考える。	ご意見を踏まえ、選定の結果については、可能な限りその判断の理由を明らかにする旨修文します。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	30	社会的・経済的影響の評価においては、社会科学分野の学識経験者等から意見を聞く体制を構築する必要がある。	法律上は、「生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。」とされておりますので、学識経験者については、基本方針第2の4(1)のとおりです。しかし、運用に際しては必要に応じて社会・経済に関わる学識経験者の意見を聴取することも検討したいと考えています。	1
	31	選定事項の社会的・経済的影響は重要項目として「慎重に」を加えてもらい「社会的・経済的影響を慎重に考慮し…」としていただきたい。	ご指摘の内容は、考慮事項の一つとしての位置づけです。	1
	32	ペット業者、バス釣り業界、養殖業、など外来生物指定に伴い損害を受けるものへの配慮も明文化すべきであり、「関係事業者への配慮として外来生物の判定のパブリックコメント期間を長くとするように関係者配慮を要する」という条項を加えていただきたい。	パブリックコメントは通常の手続として行われます。	1
	33	最近では社会的、経済的影響が、一部の産業や組織だけでなく、多くの産業や組織、経済体と結びついている為、考慮に関しての説明は不十分である。経済的損失や社会的な役割を調べる体制が無いのか。	ご指摘の趣旨は、原文に含まれているものと考えます。	1
	34	記述中の「原則として生態系等に係る被害の防止を第一義に」を削除していただきたい。もしくは、生態系などと大上段に構えた、物言いではなく、きちんと「地域固有の生物相」と表記していただき、国民に誤解を与えないようにしていただきたい。	本法は外来生物による生態系等への被害の防止を目的としています。外来生物により生態系等に被害を生じ、又は生じるおそれがあるのであれば対応が必要です。	1
	35	科学的知見が極めて少ない場合においては、海外等の研究も十分に収集すべきであり、利害関係者に対してそれらの資料に基づく根拠を積極的に示すことが重要である。	法の運用に当たり参考にさせていただきます。	1
	36	社会的影響を何故後から選定してゆくシステムとなるかが不思議である。目的を見極めて、マクロの視点でデータを取る作業を先行して行う方が無駄な投資にならないと思う。	特定外来生物の選定に当たっては、生態系等に係る被害の防止を第一義にしています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		37 社会的・経済的影響を考慮して被害のある生物を特定外来生物に指定しない等の事態が懸念されるため、「原則として生態系等に係る」の「原則として」は削除されたい。	特定外来生物の選定に当たっては、社会的・経済的影響を考慮し、随時選定するとしています。	1
		38 特定外来生物の指定は、生態的攪乱の防止を目的としている。社会的体制の整備を考慮することがあっても、経済的要因を考慮すべきではないため、「経済的」を削除されたい。	現状で特定外来生物を使用する以外に代替性がなく、特定外来生物の指定により経済的に著しく圧迫され社会が混乱するような場合には考慮が必要となるものと考えます。	1
				164
2-4	(1)	1 意見を聞く学者に、倫理学、社会学、経済学の学者も含めるよう要望する。	法律上は、「生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。」とされておりますので、学識経験者については、基本方針第2の4(1)のとおりです。しかし、運用に際しては必要に応じて社会・経済に関わる学識経験者の意見を聴取することも検討したいと考えています。	107
		2 学識経験者の中に環境問題に取り組む法律家も含めて頂きたい。	法律上は、「生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。」とされておりますので、学識経験者については、基本方針第2の4(1)のとおりです。しかし、運用に際しては必要に応じて社会・経済に関わる学識経験者の意見を聴取することも検討したいと考えています。	1
		3 選定において前提にあった生物分類学の観点からも、分類学者の意見も聴取することとされたい。	分類学者は生物の性質に関し専門性を有する学識経験者としてアに含まれるものと考えています。また、対象の分類群の例示については、現状である程度分類が進んでいる分類群を例示しています。	1
		4 学識経験者の意見を聴くとあるが、多くの学識者は自分の主張を通すだけで、また、ある特定の専門家の意見が正確であるとは限らないことから、同じ分野でも複数の学識経験者の意見を聞くべき。	ご指摘の点については、本法の運用において、適宜対応することになると考えています。	4

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	5	「専門性を有する学識経験者から構成される科学委員会の意見を聴くこととする。」を追加されたい。	分野によっては個別にヒアリングをしたほうが適切な場合もありますので、常設の委員会とするのではなく、「柔軟に対応できる体制を検討」としています。	3
	6	本当に公正な意見かどうか不透明にならない様に、実際に誰にどの様な意見を聞いたか公表してほしい。偏った立場の人間の事実とは異なる意見により、特定外来生物の選定がなされることがないように要望するとともに、特定外来生物の選定(案)が妥当であるかどうかを検討・見直しをする十分な機会を持ってほしい。	意見の聴取に際しては、透明性の確保の観点から適切な情報公開に努める旨、修文します。指定については、第2の4に沿って意見の聴取を行います。	5
	7	学識経験者の選定の基準が曖昧すぎる。また、学識経験者に意見を聞くだけでその方針を決定するのは浅はかであり、長年にわたる環境に対する微小な操作、それによる環境の変化の調査に基づかなければならないことは明白だと思われる。	特定外来生物の選定は、第2の考え方に沿って適切に行うこととしています。	2
	8	学識経験者の意見聴取については、非常に重要な部分。ただ、今現在、的確な意見が出るほどの研究、調査が進められているのが疑問であるため、より一層の、研究、調査の充実を期待。	研究、調査については、第5の3で記述しています。	1
	9	商業的な利害も絡むことが予想されるため、選定委員は広く公募されることが平等ではないか。	学識経験者の選定は主務大臣が行うこととしています。	2
	10	生物を利用する関係者に学識経験者を推薦する権利を与えてほしい。	”	2
	11	社会的・経済的に役立っているものは選定にあたって十分考慮されるのであれば、最終的に影響を受ける当該生物を利用する者等関係者の意見を必ず聴取すること。	「必要に応じ、意見を聴取することを検討する」としており、選定の検討対象となった外来生物毎に個別に判断することになると考えます。	126

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	12	学者と利用者の意見を対等に評価し、利用者の意見を委員会形式で聞くよう要望する。	法律上意見を聴くのは「生物の性質に関し専門の学識経験を有する者」とされています。利用者等関係者の意見も必要に応じ聴取し、主務大臣が指定する際の参考といたします。	73
	13	学識経験者は誰が選定するのか。	学識経験者の選定は主務大臣が行うこととしています。	4
	14	多数決による採決を実施しないことを明記すべき。	意見聴取の考え方を記述しているものです。	1
	15	外来生物によってもたらされる「生態系に係る被害」の把握には既存の知見だけでは不可能で、その外来生物の導入を踏まえた的確な情報の把握と解析が必要である。このため、外部の「学識経験者」に依存するだけでなく専門の「機関」が必須であるとする。	ご意見は、今後の本法の運用に際しての参考にします。	4
	16	学識経験者による認識は生物学中心の狭義な内容に偏っている。外来種問題に係わる(または係わろうとする)者を排他的に扱うのではなく、中立的に扱うべきであり、(4)として「外来生物利用者からの意見聴取」外来生物利用者より利用状況を聴取し、経済性、有用性などを検討する。」を追記する。	必要に応じ、利用する者等関係者の意見を聴取することを検討する」としております。	2
	17	利用者の意見も積極的に聞いて、こうした意見も取り入れるような記述に修正されたい。	〃	23
	18	(1)の才を関連する学会からの知見収集とし、(2)として「当該生物を利用する者等関係者からの意見聴取」の項目を立て、「当該生物を利用する者等関係者の意見を聴取し、特定外来生物の選定における社会的・経済的影響について充分検討する。」の記述を追加されたい。	〃	2

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		19 「オ 学識経験者個人からの意見聴取だけでなく、必要に応じ、関連する学会から知見を収集する。カ 当該生物を利用する者、当該生物の生態等に深い知識を有する学識経験者、当該生物が関係する環境の保全に深い知識を有する学識経験者、環境団体・市民等関係者からなる委員会を設置し、関係者間で十分にリスクコミュニケーションを図るとともに、調整を行うものとする。」とされたい。	〃	1
		20 意見聴取に関しては、委員会形式、個別ヒアリングとも詳細に記録を取り、選定過程の透明性を確保するべきである。	意見の聴取に際しては、透明性の確保の観点から適切な情報公開に努める旨、修文します。	6
		21 「関連する学会から知見を収集し、関連する学会が存在しない場合には、必要に応じ、できるだけ複数の学識経験者などから意見を聴取する」と改めるべき。	ご意見は、今後の本法の運用に際しての参考にします。	1
		22 利用者の意見を聞く場合にも、公開の場で意見聴取をしていただきたい。	〃	3
		23 「イ」に挙げられている分類群は、陸生生物に偏っている。甲殻類や軟体動物、海藻類などの水生生物の分類群も、加えるべき。	対象の分類群の例示については、現状である程度分類が進んでいる分類群を例示しています。	2
		24 当該生物では趣旨を取り違える可能性があり、又、被害を受ける可能性のある在来種を利用している者の意見を聴取するのは必須のことと理解するので、「…特定外来生物を利用する者或いは当該生物に影響を受けている、又は受ける恐れのある在来生物を取り扱っている者等関係者の意見を聴取する。」とされたい。	特定外来生物による影響に係る知見は、生物の性質に関し専門性を有する学識経験者に求めることとしています。	2
		25 関連する学会からの知見の収集は、誰が必要と判断するのか。	主務大臣が判断します。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	26	登録された学者だけでは手の回らない分野が出る。また、情報源を固定することは議論の単純化を招く可能性があり、この登録制は廃止した方がよい。	登録が不足している分野があれば、さらに学識経験者を追加して対応することを考えています。	1
	27	一旦、特定外来種に選定された後、その生物が特定外来種と認められない状況になった場合の特定外来種指定からの解除手続きも明確にすべき。	指定の見直しは、新たな知見が得られるなど必要があれば行われることとなります。	1
	28	選定・指定の判断の課程や公開性を明確にするためにも、常設の「科学委員会」を設置し、生物の分類群ごとに研究者・学会からのヒアリング結果による「生態系等の被害の評価」を公開のもとに行い、選定・指定を委員会に諮る体制を整備すべきである。	対象となる外来生物の特性に応じて、専門の学識経験者の分野や人数は異なることが考えられます。分野によっては個別にヒアリングをしたほうが適切な場合もありますので、常設の委員会とするのではなく、「柔軟に対応できる体制を検討」としています。また、公開性を確保することについては、適切な情報公開に努める旨の修正をします。	1
	29	「国内の科学的知見を活用する」に次の項目を追記することを求める。その生物にまつわる全ての産業従事者・団体・NPO法人、利用者、原産国の見解、導入当時の関係省庁、パブリックコメント	ご指摘の点については、第2の4で含まれているものと考えます。	2
	30	学識経験者の選出ももっと国民の目から見て透明性が感じられる選出方法を方針(案)に明記すべき。	主務大臣の責任において選出することとしています。	1
	31	経済活動等による地域活性化がいたずらに阻害されないように、地域に於ける住民の主権を冒さず、その意見を十分考慮し進めるべき、という項目が明確に盛り込まなくてはならない。	ご指摘の趣旨は、第2の3の記述に含まれるものと考えます。	1
	32	「関連する学会から知見を収集する」とは具体的にどういうことなのかよくわからない。「関連する学会から意見を聴取する」と明解に意味がとれるように述べるべき。また、文章の最後で「意見を聴取することを検討する。」の部分の「検討する。」も不要。従って、具体的には「関連する学会および当該生物を利用する者等関係者の意見を聴取する。」と明確に言い切つてよいと考える。	「必要に応じ、意見を聴取することを検討する」としており、選定の検討対象となった外来生物毎に個別に判断することになると考えます。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	33	水中の事は潜ることしか知見を得られない。調査にはそれも含まれているのか。この事は義務づけをし、じっくり生物を観察することが必要。	選定の検討対象となった外来生物毎に個別に判断することになると考えます。	1
	34	選定をする上において分類学者の協力は不可欠であり、また、対象種は軟体動物や節足動物群もあるため明記しておくべきであることから、「イ 学識経験者の選定は、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、維管束植物、軟体動物やその他節足動物等および分類学者の協力の上等の生物の分類群に対応するよう留意する。」と修正すべき。	分類学者は生物の性質に関し専門性を有する学識経験者としてアに含まれるものと考えています。また、対象の分類群の例示については、現状である程度分類が進んでいる分類群を例示しています。	1
	35	利用する者と被害を受ける者の双方から意見を聴く必要があるため、「当該生物を利用する者及び被害を受ける可能性がある者等関係者の意見を聴取する」に変更すべき。	生態系等への被害に係る知見については、生態学、農学、林学、水産学等の学識経験者の意見を聴くこととしています。	1
	36	学識経験者選定基準の根拠及び、氏名・経歴詳細を公開すべし。	公開性を確保することについては、適切な情報公開に努める旨、修文します。	1
				391
(2)	1	偏った意見のみによって特定外来生物が指定されることを是正するため、幅広い人達の意見を求めるために特定外来生物を仮指定して一般公開し、本当に指定されるべきであるか否か二次パブリックコメントを募集すべき。また、なぜその種が特定外来生物として指定されたのか経緯と根拠を一般公開するべき。	パブリックコメントは特定外来生物に指定される前の案により行います。選定の結果に係る判断理由については、可能な限り明らかにするよう努める旨、修文します。	8
	2	広く意見を聞くことは非常に良いことであり、提出された意見が無意味にならないように、検討をすすめていただきたい。	ご意見は、今後の本法の運用に際しての参考にします。	3
	3	パブリックコメントからも多くの意見の採用を希望する。	〃	3

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		4 作成した選定案には関与した学識経験者を明記する事。指定にはパブリックコメントを集計した上で、民意に沿った見直しを毎年行うよう希望する。	適切な情報公開に努める旨、修文します。	2
		5 特定外来生物の選定案に対しパブリック・コメントを実施することは賛成であり、提出された意見及び情報については、情報公開していただけることを要望する。	通常のパブリックコメント手続と同様、集計した結果については公開します。	3
		6 「パブリックコメントに際してはその重要性を考慮した上で募集期間を設定する。」「募集の告知方法は広く国民からの意見を聴取するためにも、テレビ・ラジオ・新聞等による一般的メディアとして普及した方法での告知とする。」を追記されたい。	パブリックコメントの実施は、適切な方法で行うよう努めます。	1
		7 パブリック・コメントで提出された意見は、意見件数ではなく、意見内容を十分吟味して判断すべきである。	ご意見のとおり、意見内容が妥当かどうかで判断します。	1
				21
	(3)	1 OIEが畜水産物の貿易に関連し畜産水産の衛生及び防疫の基本的条約であり、輸入に付随して侵入する可能性のある有害外来種の防止などの専門知見を有している国際機関であり、WTOでは、定義が狭すぎるため「貿易措置との関係」「…(SPS協定)、OIEに…」とすべき。	ここではWTO手続について記述しています。条約全般について記述するとの誤解を与える可能性がありますので、(3)の項目名を「WTO通報手続」へと変更します。	1
		2 WTOとの関係について、なぜ的確な指定といえるのか。その説明がまったくない。	WTO加盟国より提出された意見等があれば、それを勘案して適切に指定を検討することにしていきます。	1
		3 本方針で言う「外来生物」は、日本国以外の国家より日本国内に入る「日本古来種」以外の生物と受け取れるが、特に他国の保護種・原種に関しての外来生物の指定に関しては相手国に十分な説明・公表を行うべきである。	ここではWTO手続について記述しています。	1
				3